

岩手県告示第57号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和元年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第1地割の一部及び第3地割並びに根田茂第1地割及び第3地割の各一部
宮古市	臺目第3地割及び第4地割、田老字下撰待及び星山、藤の川、神林、磯鶏一丁目及び二丁目、江繋第19地割、茂市第8地割並びに腹帯第2地割及び第3地割
遠野市	土淵町栃内2地割及び4地割の各一部並びに上郷町佐比内29地割から31地割までの各一部
一関市	中里字上大林、二番谷起及び糠瀬の各一部並びに狐禅寺字谷地田、林谷起、石ノ瀬及び中島の各一部
釜石市	大字平田第7地割、第8地割及び第9地割の一部並びに橋野町第25地割から第29地割まで、第31地割、第32地割の一部、第33地割から第35地割まで及び第38地割の一部
奥州市	江刺梁川字宇南及び地藏堂の各一部、南野及び下芦沢並びに江刺米里字笹ノ田及び太田の各一部
滝沢市	外山の一部及び湯舟沢の一部
金ヶ崎町	永沢の一部及び永栄の一部
大槌町	金沢第33地割
山田町	荒川第2地割及び第4地割の各一部

2 調査期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで